
資料 3 : 議事資料

3 (2) 庁舎整備 (改修) の内容

令和4年度 清水庁舎整備の方向（改修）

3（3）庁舎整備（改修）の内容

整備の方向

1：清水のまちづくりの状況を踏まえて、現在の清水庁舎を改修する

2：改修後の耐用年数は20年以上を最低条件とし、第3次診断等の結果を踏まえ、清水庁舎に必要な機能・性能を満たす合理的な改修内容を判断して整備する

必要条件（ハード整備に係る項目）

■ 災害時の防災拠点としての庁舎機能（耐震性能など）の確保

- ・最大クラスの地震や津波に耐えられる建物であること（耐震性能ランクをⅠaとする）
- ・災害後も防災拠点として業務継続が可能であること
- ・民生支援（災害救助法適用後の罹災証明・各種支援など）で、中心的な役割を果たせること

整備において満たすべき項目 <詳細は令和5年度以降に行う第3次診断等の結果を踏まえて決定する>

■ 床面積

- ・床面積は、減築によるコストの抑制効果、工事期間中の行政サービスへの影響、改修後の清水庁舎に必要な機能・性能の確保の観点から、合理的な判断をする
- ・本庁組織は供用開始時も清水エリアへ配置することを前提に、減築によって必要面積が不足する場合は、周辺の公共施設やまちなかの民間施設を活用する

■ 庁舎の耐用年数

- ・耐用年数は20年以上を最低条件として、改修後の清水庁舎に必要な機能・性能を確保する・将来的に、清水庁舎は現計画で目指していた江尻エリアへの移転が望ましく、改修後の使用年数は20年程度を基軸に設定する

1-1 防災対策からみた清水庁舎の役割

防災拠点

防災対策からみた清水庁舎の機能と役割

災害時の防災拠点としての庁舎機能（耐震性能など）の確保

- ・ 最大クラスの地震や津波に耐えられる建物（耐震性能ランクをⅠaとする）
- ・ 災害後も防災拠点として業務継続が可能
- ・ 民生支援（災害救助法適用後の罹災証明・各種支援など）で、中心的な役割を果たす

緊急避難場所としての役割

- ・ 災害発生時、発災直後から業務継続できるようにするだけでなく、特に津波発生時においては、緊急避難場所としての役割を担う（現清水庁舎は浜田地区の津波避難ビルの一つに指定）

生活必需品の分散備蓄先

- ・ 警戒宣言発令期間が長期化した場合及び地震災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から生活必需品の備蓄を行う

<発災直後から災害後までの清水庁舎の機能と役割>

1 災害時の基本的な庁舎の役割

- ・ 清水区災害対策本部の設置
- ・ 庁舎業務を継続させる

2 災害発生時の時系列に応じた役割の変化

[発災直後] 建物の機能を継続させる	<ul style="list-style-type: none"> ■ 耐震対策 ■ 津波対策 ■ 浸水対策 ■ ライフラインの途絶対策
------------------------------	---



[緊急避難] 緊急避難機能を提供する	<ul style="list-style-type: none"> ■ 津波避難ビル ■ 緊急避難スペース ■ 視認しやすい階段 ■ 生活必需品の備蓄
------------------------------	--

1-2 災害に強い建物構造

防災拠点

清水区の防災拠点

庁舎整備(改修)の方向

耐震性能を有した庁舎とします

- 最適な工法を選択し、本市の耐震計画を満たした地震に耐える庁舎とします。
- 非構造部材や建築設備の耐震対策に配慮し、地震発生後も継続して使用できる庁舎とします。

対津波性能を有した庁舎とします

- 官庁施設の対津波計画基準を満たした津波に耐える庁舎とします。
- 重要機能を気密室内や中層階以上に配置した、津波発生後も継続して使用できる庁舎とします。

※採用を検討する構造・設備の要素技術は基本計画資料編を参照

1 耐震対策

- (1) 耐震性能の目標
- (2) 構造形式
- (3) 地盤の液状化対策

2 津波対策

- (1) 津波対策
- (2) 浸水対策

【参考】新清水庁舎建設基本計画

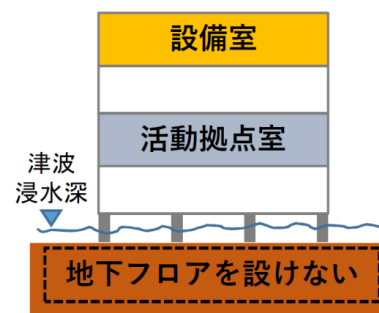
耐震性能を有した庁舎とします

- 最適な工法を選択し、官庁施設の耐震計画基準を満たした地震に耐える庁舎とします。
- 非構造部材や建築設備の耐震対策に配慮し、地震発生後も継続して使用できる庁舎とします。

対津波性能を有した庁舎とします

- 官庁施設の対津波計画基準を満たした津波に耐える庁舎とします。
- 地下フロアを設けずピロティ形式を採用した階層構成とし、重要機能を中層階以上に配置した、津波発生後も継続して使用できる庁舎とします。
- 津波発生時の漂流物対策を考慮します。

■階層構成のイメージ



1-3 災害時の業務継続機能

防災拠点

庁舎整備(改修)の方向

ライフラインを強化した庁舎とします

- 非常用電源装置の設置、燃料の備蓄など、電気・燃料・水等のライフラインが途絶した場合にも、バックアップ機能を有する庁舎とします。

B C Pを実行できる庁舎とします

- 非常時優先業務を早期に実行できる業務環境を確保するための対策を行います。

区災害対策本部機能を確保します

- 区民の生命と財産を守るため、指揮命令に必要な区災害対策本部室を中層階に確保します。

※採用を検討する構造・設備の要素技術は基本計画資料編を参照

1 地震揺れ対策

- (1) 天井吊り設備
- (2) 変電設備
- (3) エレベーター

2 ライフラインの途絶対策

- (1) 水損防止
- (2) 電力・ガスの途絶対策
- (3) 空調・換気設備の途絶対策
- (4) 通信の途絶対策
- (5) 飲料水・雑用水の途絶対策
- (6) 排水の途絶対策
- (7) 備蓄
- (8) 補給
- (9) 備品・仮設備
- (10) その他のB C Pをふまえた対応

【参考】新清水庁舎建設基本計画

ライフラインを強化した庁舎とします

- 非常用電源装置の設置、燃料の備蓄など、電気・燃料・水等のライフラインが途絶した場合にも、バックアップ機能を有する庁舎とします。

B C Pを実行できる庁舎とします

- 非常時優先業務を早期に実行できる業務環境を確保するための対策を行います。

区災害対策本部機能を確保します

- 区民の生命と財産を守るため、指揮命令に必要な区災害対策本部室を中層階に確保します。

1-4 命を守る緊急避難機能

防災拠点

清水区の防災拠点

庁舎整備(改修)の方向

周辺滞留者の生命を守る津波避難ビルとします

- 構造安全性を有し、津波発生時に周辺滞留者を受け入れ、市民の生命を守ります。



静岡市 防災情報マップより

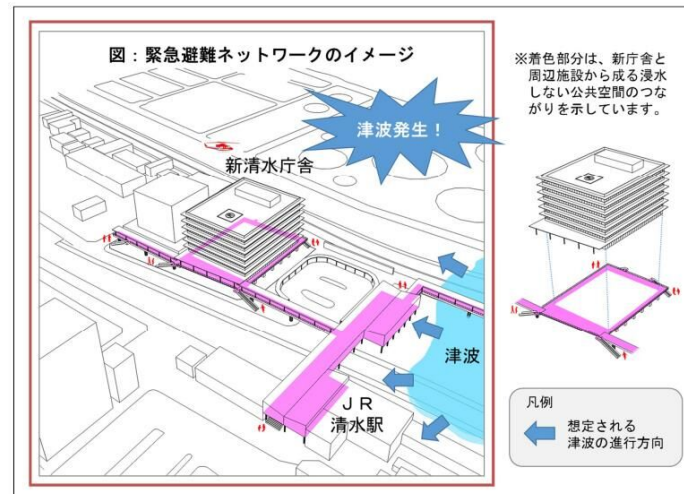
【参考】新清水庁舎建設基本計画

周辺滞留者の生命を守る緊急避難ネットワークを構築します

- 連続する施設を空中動線（ペDESTリアンデッキ）で結び、津波発生時に周辺滞留者が、どこに居ても安全に避難ができる緊急避難ネットワークを構築します。

地域の防災力を向上します

- 平常時と災害時の機能が両立した、ウォーターフロントにおける地域防災力を高める施設計画とします。



令和4年度 清水庁舎整備の方向（改修）

3（3）庁舎整備（改修）の内容

整備の方向

1：清水のまちづくりの状況を踏まえて、現在の清水庁舎を改修する

2：改修後の耐用年数は20年以上を最低条件とし、第3次診断等の結果を踏まえ、清水庁舎に必要な機能・性能を満たす合理的な改修内容を判断して整備する

必要条件（ハード整備に係る項目）

■ 災害時の防災拠点としての庁舎機能（耐震性能など）の確保

- ・最大クラスの地震や津波に耐えられる建物であること（耐震性能ランクをⅠaとする）
- ・災害後も防災拠点として業務継続が可能であること
- ・民生支援（災害救助法適用後の罹災証明・各種支援など）で、中心的な役割を果たせること

整備において満たすべき項目 <詳細は令和5年度以降に行う第3次診断等の結果を踏まえて決定する>

■ 床面積

- ・床面積は、減築によるコストの抑制効果、工事期間中の行政サービスへの影響、改修後の清水庁舎に必要な機能・性能の確保の観点から、合理的な判断をする
- ・本庁組織は供用開始時も清水エリアへ配置することを前提に、減築によって必要面積が不足する場合は、周辺の公共施設やまちなかの民間施設を活用する

■ 庁舎の耐用年数

- ・耐用年数は20年以上を最低条件として、改修後の清水庁舎に必要な機能・性能を確保する・将来的に、清水庁舎は現計画で目指していた江尻エリアへの移転が望ましく、改修後の使用年数は20年程度を基軸に設定する

2 配置する部局

1 組織配置の方針

本庁組織は、原則、静岡庁舎に集約して配置することが望ましいが、静岡庁舎の空きスペースや清水エリアの賑わい等を鑑み、庁舎改修時(供用開始時)は引き続き清水エリアへ配置する

2 配置する部局

現行の組織をベースに配置する。

参考：令和3年度時点 職員数 1,029人による執務室面積

職員人数	職員数 人	執務室面積 m ²
区役所部門	292	2,105
事務所部門	248	2,194
本庁部門	489	3,449
合計	1,029	7,748

区役所部門

- 戸籍住民課
- 保険年金課
- 障害者支援課
- 子育て支援課
- 高齢介護課
- 清水会計課
- 生活支援課
- 地域総務課
- 地域振興室
(自治会事務局)

事務所部門

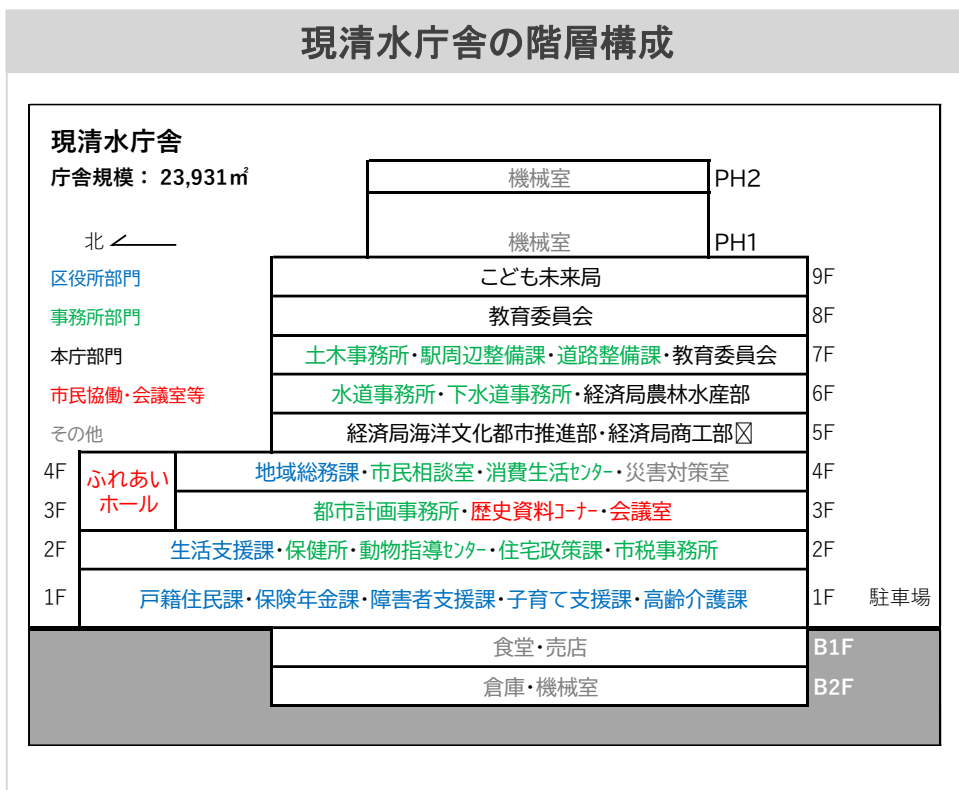
- 保健所清水支所
- 動物指導センター
- 住宅政策課
清水分室
- 清水市税事務所
- 都市計画事務所
- 生活安心安全課
消費生活センター
- 市民相談室

本庁部門

- <経済局>
- 海洋文化都市政策課
- 産業政策課
- 産業振興課
- 商業労政課
- 農業政策課
- 農地整備課
- 治山林道課
- 水産漁港課
- <子ども未来課>
- 子ども未来課
- 青少年育成課
- 幼保支援課
- こども園課
- 子ども家庭課
- <教育委員会>
- 学校給食課
- 教職員課
- 教育総務課
- 教育施設課
- 学校教育課
- 児童生徒支援課

3 階層構成の議論のポイント

改修後の清水庁舎に必要な機能・性能の確保の観点から、庁舎整備(改修)の方向を検討する



庁舎整備(改修)の方向

【議論のポイント】 (市の想定)

① 1階部分の対津波性能

■ 基本計画ではピロティ形式としていたが、改修の場合はどのような形式を採用するのか。

【ピロティ形式】
柱のみから成る高い開放性をもつ構造形式。外壁を設けないため津波が通り抜け、津波による建物の転倒等を防止する効果がある。

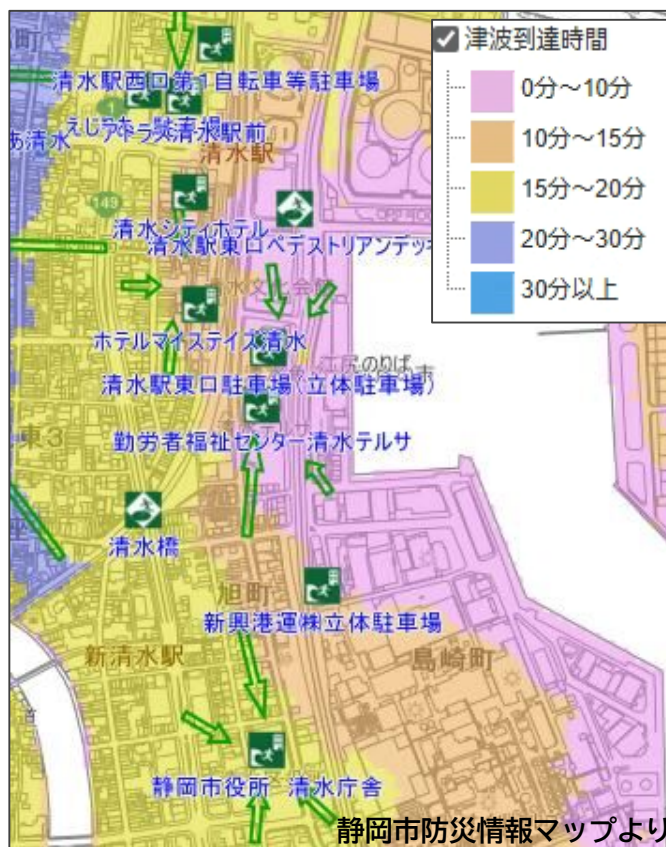
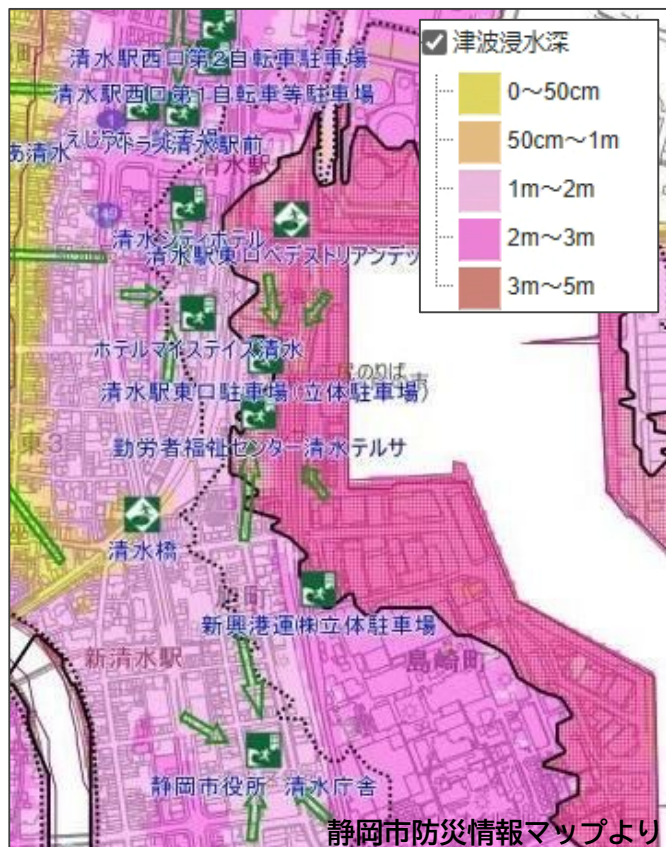
② 1階・地下階に配置する機能

■ 浸水対策の観点から、1階・地下階にはどのような機能の配置が望ましいか。

※ 詳細は令和5年度に行う第3次診断等の結果を踏まえて決定する

3-1 現清水庁舎の津波浸水想定

階層構成



現清水庁舎の津波浸水想定

- 津波浸水区域
(約1.5m)
- 津波到達時間
15分~20分

新清水庁舎建設基本構想より

(参考)清水駅東口公園

- 津波浸水区域
(約2.2m)
- 津波到達時間
10分~15分

新清水庁舎建設基本構想より

■ 現在、静岡県が進めている清水港の防潮堤の整備が完成すれば、想定浸水深は低下する見込み

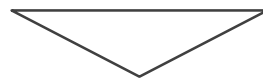
3-2 1階の構造と津波浸水を想定した地下階・1階の機能

階層構成 議論のポイント①

【議論のポイント① 1階部分の対津波性能】

新清水庁舎建設基本計画（清水駅東口への移転改築）の整備方針では、1階は、津波対策のため、ピロティ形式を想定していた

- (1) 整備方針が改修になったことで、整備コストの抑制等を念頭にした場合、地上階をピロティ形式とすると、改修が大規模になり、コスト面からも膨大な費用が想定されるため、ピロティ形式は合理的な改修内容になじまない。
- (2) 津波対策としては、ピロティ形式とともに、壁の一部を構造壁にしないで津波被災時に波力を受け流す方法の採用例もあるが、現清水庁舎が構造壁であることから、壁の一部を構造壁にしない形式は、(1)と同様に改修が大規模になる可能性がある。加えて、現状よりも耐震性能が低下する恐れもあるため、合理的な改修内容にはなじまない。
- (3) 過年度調査において、構造壁でも津波荷重に対して安全性が確保されることは確認済み



現庁舎の改修にあたり、1階は現庁舎と同じ構造壁形式を採用することで問題ないか

3-3 区役所部門の1階への配置について

階層構成 議論のポイント②-1

【議論のポイント② 1階・地下階に配置する機能】

区役所部門の配置

● 区役所部門を1階に配置しない場合

- ・現状、区役所部門は多くが1階に配置されており、2階以上に配置するための見直しが必要。
- ・区役所部門は来課人数も多いため、市民の利便性を損なわない動線計画（エスカレーター、エレベーター、階段の拡充など）が必要。
- ・他都市事例同様に浸水対策（業務継続、窓口に来た市民の安全）に加え、1階に別の機能（協働・交流スペース等）を設けることでまちづくり拠点としての庁舎の役割を高めることにつながる。
- ・デメリットとして、現庁舎からの大きな階層変更となるため、諸室の改変や什器備品の整備を伴うため、整備コストが大きくなる。

● 区役所部門を1階に配置する場合

- ・諸室配置について現庁舎からの大きな変更を伴わないため、整備コスト等の削減につながる。
- ・行政サービスの観点からは、窓口への市民のアクセス性も高く、利便性を維持できる。
- ・デメリットとして、仮に1階部分が浸水した場合、被災直後の業務継続への影響が懸念される。また、1階窓口に来られた市民の安全（津波からの円滑な避難）を確保する必要がある。
- ・そのため、行政サービスのデジタル化を含め、庁舎1階部分が浸水しても問題のない業務継続のあり方を考える必要がある（例：清水庁舎被災時は他の公共施設を活用する、行政手続きのオンライン化等により窓口への来庁者数を減らしておくなど）。

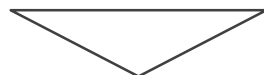
3-4 1階の構造と津波浸水を想定した地下階・1階の機能

階層構成 議論のポイント②-2

【議論のポイント② 1階・地下階に配置する機能】

仮に、区役所部門を1階に配置しない場合

一般に、浸水対策として、業務を行う諸室等や活動上重要な設備室や重要書類等の保管は2階以上に配置されることが想定される。



津波浸水を想定した1階及び地下階に配置する機能は、業務継続や市民利用の観点等からどのような条件が考えられるか

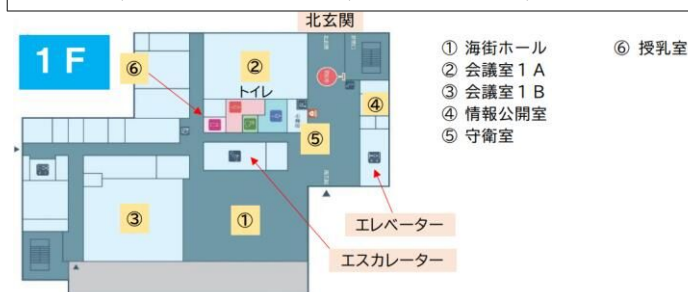
■ 浸水対策として、1階への配置が想定される機能例

- ・ 会議室や展示スペース
- ・ 売店・カフェ・食堂、休憩スペース
- ・ 学習スペース、協働・交流スペース
- ・ 観光案内など情報発信コーナー
- ・ 民間事業者へのテナント貸し

※ 1階への機能配置においては、ワクチン接種会場や期日前投票所の設置など、様々な利用シーンに応じられる「可変性」も必要

■ 1階に執務室等がない市役所庁舎の例(配置機能/新築時)

横浜市(展示スペース、市民協働スペース)、焼津市(下図参照)、水俣市(売店、多目的室)、津久見市(ピロティ、交流スペース)



例：焼津市役所 1階フロアマップ（出所：焼津市HPより）

【階層構成】仮に減築を行わずに地下階を使用しない場合

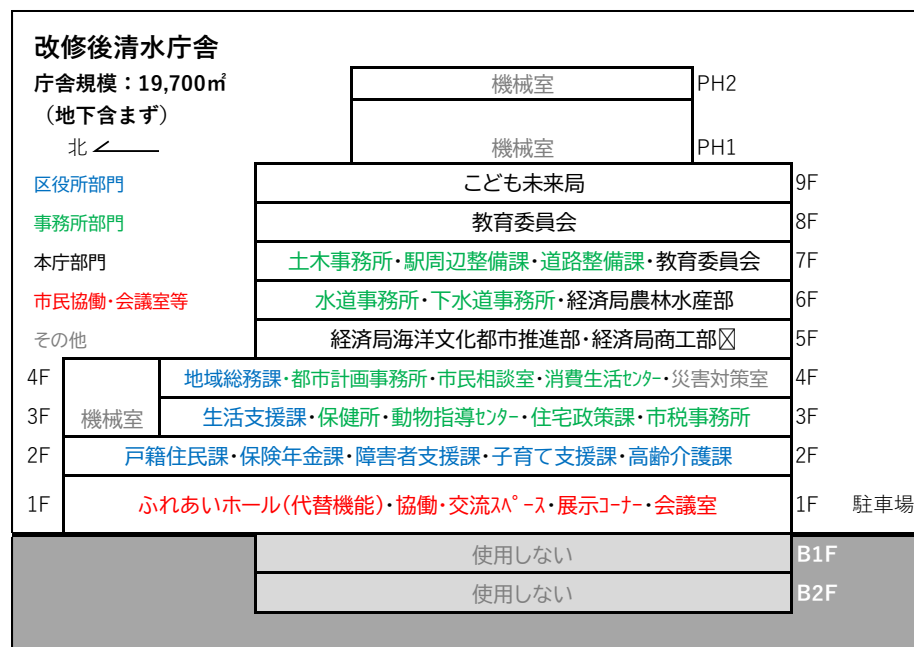
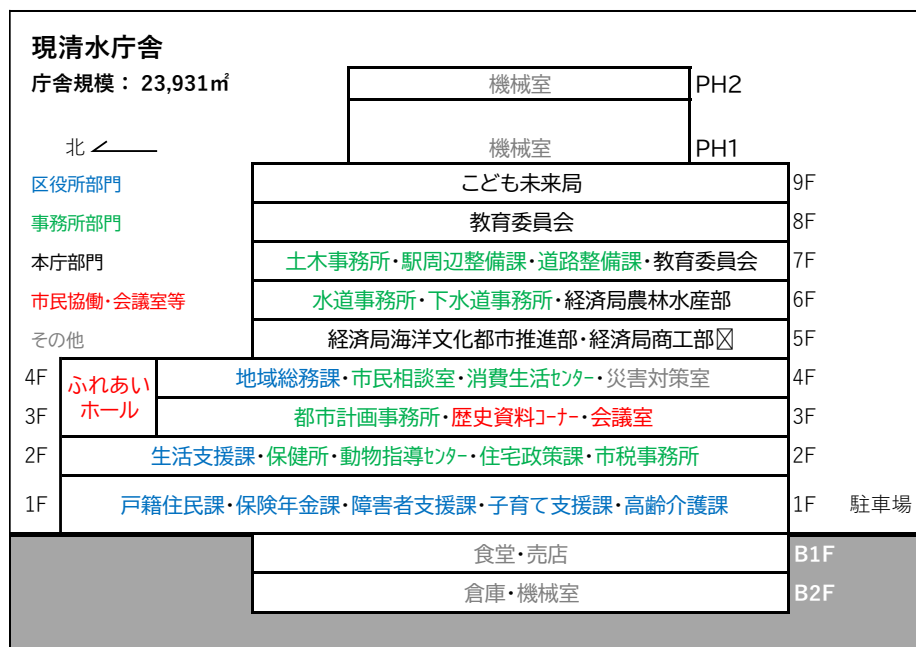
イメージ

参考資料

■階層構成の方針

部局の配置計画と床面積の前提条件19,700㎡（※第5回検討委員会までの整備パターン評価において、本庁組織を継続して清水に配置する場合に前提とした面積）をもとに、想定される階層構成を以下のとおり設定

- ・ 地下階は使用しない。現在地下2階に設置されている機械室は、3階のふれあいホールに整備する。
- ・ 1階は、協働・交流スペース、展示コーナー等を配置するとともに、現在3階及び各階に設置されている共用会議室を1階に集約して配置する。なお、各課固有の会議室・相談室は、現庁舎と同様に各課に隣接して配置する。
- ・ 来課人数が多く、現在1階に配置されている戸籍住民課をはじめとした区役所機能は2階に配置する。
- ・ 現在2階に配置されている区役所機能と事務所機能は、3階の会議室のスペース（1階に移設）に配置する。
- ・ 4階以上は、現在の階層構成と大きく変更しない。
- ・ 地下階、1・2階に配置されていた倉庫・書庫を3階以上の会議室のスペース等に配置する。



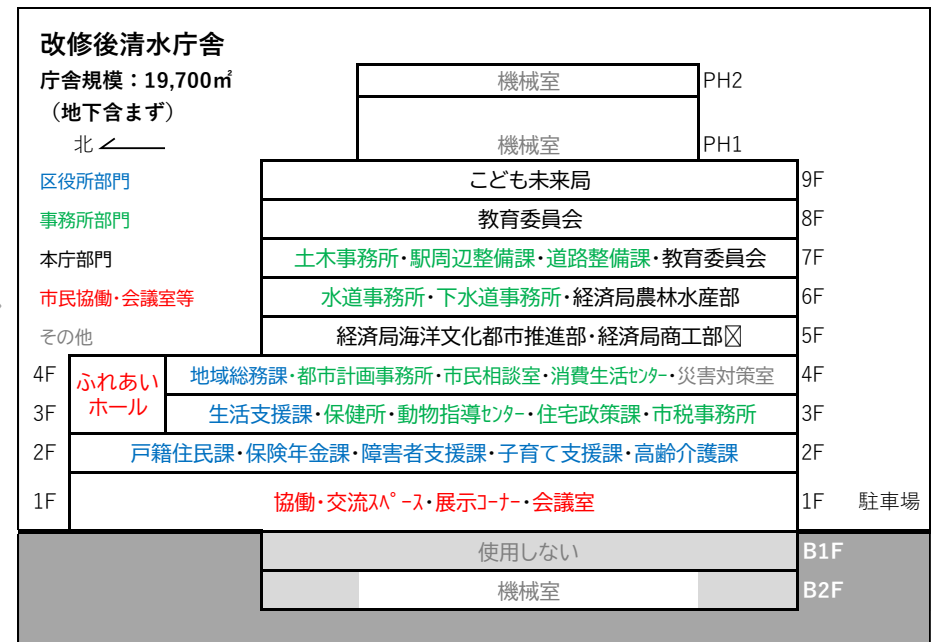
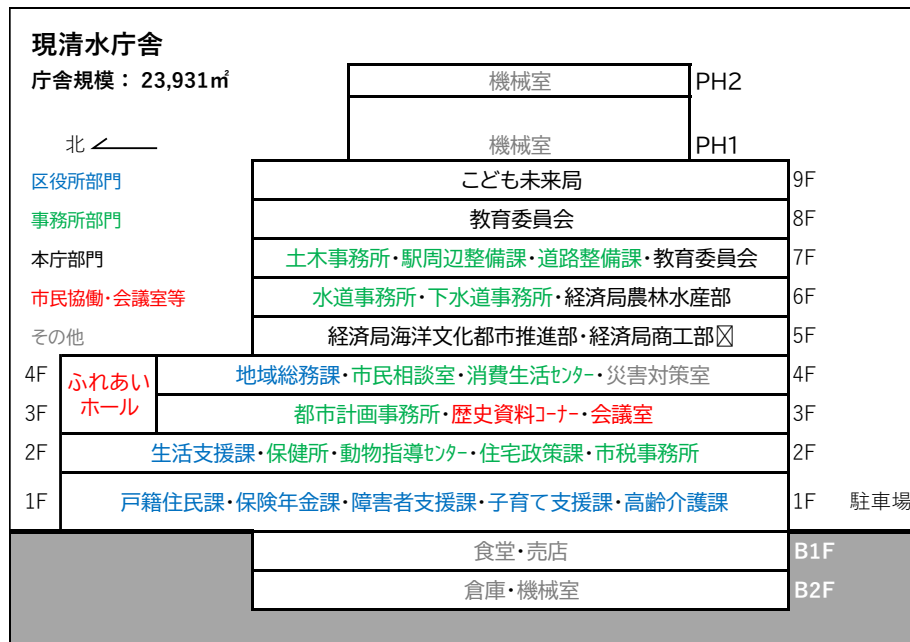
【階層構成】仮に減築を行わずに地下階を使用する場合

参考資料

■階層構成の方針

部局の配置計画と床面積の前提条件19,700㎡（※第5回検討委員会までの整備パターン評価において、本庁組織を継続して清水に配置する場合に前提とした面積）をもとに、想定される階層構成を以下のとおり設定

- ・ 地下階は、水密扉等を整備した上で、機械室として使用する。
- ・ 1階は、協働・交流スペース、展示コーナー等を配置するとともに、現在3階及び各階に設置されている共用会議室を1階に集約して配置する。なお、各課固有の会議室・相談室は、現庁舎と同様に各課に隣接して配置する。
- ・ 来課人数が多く、現在1階に配置されている戸籍住民課をはじめとした区役所機能は2階に配置する。
- ・ 現在2階に配置されている区役所機能と事務所機能は、3階の会議室のスペース（1階に移設）に配置する。
- ・ 4階以上は、現在の階層構成と大きく変更しない。
- ・ 地下階、1・2階に配置されていた倉庫・書庫を3階以上の会議室のスペース等に配置する。



- 地下階を使用しない場合

庁舎規模：19,700㎡（地上階19,700㎡）

- ・ 地下階の機械室を2階以上に整備することになり、階高が比較的高い3階「ふれあいホール」等が機械室の候補となる。
- ・ この場合「ふれあいホール」は1階の協働・交流スペースにおいて交流機能としての機能を継続するが、災害時における一次避難場所としての機能を果たすことができない。
（ただし、一時避難であるため、執務室に可変性を取り入れること等により代替は可能）

- 地下階を使用する場合

庁舎規模：20,500㎡（地上階19,700㎡+地下階800㎡）

- ・ 地下階を水密扉等によって浸水対策を講じた上で機械室として存続する。
 - ・ 地上階での諸室配置に余裕が生じることになり、「ふれあいホール」は3階で協働・交流スペースとして、また一次避難場所としての機能を継続することができる。
- 詳細は令和5年度に行う第3次診断の結果を踏まえて決定する
- ・ 第3次診断の結果を踏まえて、詳細な諸室配置計画、さらなる諸室面積の縮減の可能性を検討。
 - ・ 地階を使用しないで、3階に「ふれあいホール」＝一次避難場所を確保することもあわせて検討。